

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会 再雇用の手続に関する規程

令和4年3月27日 制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条第2項の規定に基づき、定年により退職した職員の再雇用に關する必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象者)

第2条 再雇用の対象となる職員は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）を定年退職した者とする。ただし、就業規則第32条の退職事由又は第34条の解雇事由に該当する者は除く。

## (再雇用の方法)

第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲の期間（3月31日までの期間に限る。以下同じ。）を定めて採用により行うものとする。

2 再雇用を希望する職員は、原則として定年退職日の6月前までに本会が行う意向調査において、その旨を申し出るものとする。

3 本会は、前項の規定により再雇用の希望を申し出た職員に対し、原則として定年退職日の3月前までに再雇用に係る労働条件を提示するものとする。

## (試用期間)

第4条 再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）には、就業規則第6条に規定する試用期間を設けないものとする。

## (再雇用の終了及び更新)

第5条 第3条により定められた期間又は次項の規定により更新された再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。

2 再雇用職員が希望するときは、1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。この場合において、第2条ただし書き及び第3条の規定を準用する。

## (再雇用の上限年齢)

第6条 第3条第1項及び前条第2項による期間の定めの上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

## (休暇)

第7条 定年退職に引き続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第5条第2項により再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第8条 再雇用職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、再雇用時の労働契約の内容に従うものとし、労働契約上に特に定めがない場合には、前条に定めるもののほか、本会就業規則を準用する。

(給与)

第9条 再雇用職員の本給及び給与規程を準用する場合の給与表及び職務の級の適用については、別に定める公益社団法人日本口腔インプラント学会職員給与規程（以下「給与規程」という。）によるものとする。

2 再雇用職員には、役職手当、職能手当、扶養手当、住居手当、特別手当は支給しない。

3 6月1日及び12月1日のそれぞれ在職する再雇用職員には、再雇用職員特別手当を支給する。当該手当の支給日、支給額その他必要な事項は別途定める。

4 その他再雇用職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、給与規程を準用する。

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、就業規則第35条に規定する退職手当を支給しない。

(懲戒)

第11条 再雇用職員については、定年退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規則第42条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第12条 再雇用職員には、この規程の定めるもののほか、就業規則を準用する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、令和4年3月27日に制定し、令和4年4月1日から施行する。